

(なお、本文は各委員会委員長が執筆したものを編集し、掲載しております)

# 総務委員会

委員長 石川 克正  
副委員長 五間 み子  
委員 仲田 稔  
田嶋 均雄  
今井 俊邦  
須藤 清  
新井

**深谷市行財政改革推進委員会条例を改正する条例**

**問 行財政改革に関する事務を所掌するのはどの部署なのか。**

**答** 平成21年度の組織改正に伴い、「行財政改革に関する事務」は総合政策部企画財政課行革推進係で所管する。

**問 行財政改革推進室を廃止し、企画財政課へ統合した理由は。**

**答** 行財政改革推進室が所管していた事務分掌の整理や人員配分の算出根拠を、行政評価制度の事務事業とあわせて行うことが適正との考えのもとに、行政評価を軸として施策を進める必要があり、企画財政課の中に行革推進係を組み込むことが肝要であるということと統合した。

**深谷市税条例を改正する条例**

**問 税条例の一部改正のうち、寄附金税額控除が適用される公益法人等の指定について、規則の定めにより市長が指定したものとは何を指すのか。**

**答** 対象は県内に校舎やグラウンドがあり、事務所が県外にある学校法人または社会福祉法人などである。これらの法人は実態的に県民が恩恵を受けていることから、寄附した場合に、寄附金税額控除が適用される。

**問 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除による市民税に対する影響額と国からの補助について聞きたい。**

**答** 平成21年度課税において、平成11年から平成18年までの入居者が対象となり、そのうち申告者が1567人で、市民税4755万6千円が減額となっている。なお、この減額分については、地方交付税算出の算定基礎となっている。



群馬県太田市南前小屋地区視察

# 市民環境産業委員会

委員長 茂 恒明  
副委員長 馬場 久美子  
江原 征春  
委員 田部 多村  
三小 栗原 加藤  
宇野 飯吉

**深谷市国民健康保険税条例**

**問 今回の改正は配当所得にも課税するかわりに、株の譲渡で発生した損失は差し引くとの内容であるが、配当所得の把握はどのようにするのか。**

**答** 配当所得については20%の源泉課税になっているが、本人が10%の申告としたい場合には10%の課税となる。配当所得については税の申告の際に把握できる。

**農地法の「改正」に反対する請願**

**反対意見** 基本理念を土地の所有から利用に大きく転換するものであり、農地の減少に歯どめをかけるために転用の規制を強化しつつ、農地の有効利用を後押しするという、2つの方向性を示している。意欲のある人に農地が集積されれば、農業活性化に希望が持てるようになるので、本請願に反対する。  
**賛成意見** 企業の参入を図った時に自給率の向上と不耕作地の解消ができるのもくろみがある。しかし、

競争性の高い企業に既存の頑張っている農家がつぶされかねない危惧や、不耕作地がふえてしまう懸念もある。基本的に農家をしっかりと守れる農政を確立すべきとの観点から採択すべきである。

**仙元山の緑と自然を守る請願**

**意見** 仙元山は、現在市が昌福寺等にお金を払って公園として借りているが、立ち木の維持管理は所有者である昌福寺等が行っている。個人資産であるので、重点的には仙元山の緑と自然を守る会で一生懸命努力してもらい、行政としては、最大限の援助ではなく、最小限の援助で、自立精神で運営してもらおうことを条件に採択すべきである。





# 委員会から報告します

## 福祉文教委員会

委員長 吉田幸太郎  
副委員長 中矢 寿子  
委員 水藤 睦江一之吉  
清加 利博 信政 和  
新井 島本 義男  
高田 松本  
田中 村

深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例及び深谷市こども医療費支給に関する条例を改正する条例

**問** 小規模住居型児童養育事業の概要、埼玉県内での設置の有無は。

**答** 小規模住居型児童養育事業とは、要保護児童を、養育に関して相当の経験を有する養育者の住居において養育をし、児童の自立性を尊重し、基本的な生活習慣を身につけさせる等の事業を行うことである。里親が4人までの委託が可能なのに対し、この事業では5〜6人の児童を受け入れられる。現在のところ埼玉県内で行っているところはない。

**問** 医療費が県から措置されるとのことだが、その方法はどのようなのか。

**答** 医療費支払い方法については、対象となる児童が医者にかかった場合、児童相談所で発行している受診券を医療機関に提示することで、医療機関が児童相談所に請求

するという形になっている。深谷市保健センター条例を改正する条例

**問** 保健センター利用の際に実費の徴収から使用料に変わるとあるが、利用にはどのような負担がかかるのか。

**答** もともと使用料については、調理台一台当たり500円という規定が施行規則にあったが、条例において、附属設備の使用料の徴収についての規定がなかったため、本来徴収されるべき使用料の徴収がなされていた。今回、条例が改正されることにより、利用者、調理台の使用料を支払うこととなる。



## 建設委員会

委員長 小川真一郎  
副委員長 清水 健一  
委員 崎上 重雄  
柴富 勝朗  
倉上 由三  
今村 治世  
橋本 設彦  
永田 彦

深谷市農業集落排水処理施設条例を改正する条例

**問** 処理施設の名前は、番号制でもよいのではないか。

**答** 合併前からも地域の名前を採用しており、今後も地域の名前を使っていきたい。

**問** 人見地区の計画戸数413戸に対して、現段階において接続予定戸数はどのくらいか。

**答** 現在までに、401戸の申し込みがあり、既に140戸が宅内工事の続きをしている。

**問** 計画区域内の会社等からの流入もあるのか。

**答** 事業所等における昼間の流入人口も含めて計画人口としている。

**問** 長期優良住宅に係る手数料収入について、1年間で何件くらいを見込んでいるのか。

**答** 6月4日からの制度であり、現時点での実績はなく、見込みは立たないが、関係先からの問い合わせは数件ある。

**問** 手数料の算定根拠は。

**答** 手数料は、埼玉県内統一の額となっている。また、算定根拠は、認定審査に係る想定所要時間を基礎としている。

**問** 共同住宅等の手数料については、どのようになっているのか。

**答** 共同住宅など複数の戸数がある場合は、手数料の1万3千円を戸数で割ることが基本になるが、複数の戸数を持つ共同住宅であっても、一部のみを申請する場合は、1万3千円を申請戸数で割るため、1戸当たりの負担額は割高となる。

**問** 国の長期優良住宅推進施策に関する手数料であるが、市としての普及を推進する施策はあるのか。

**答** 現在、国においては「200年住宅」と呼ばれる長期優良住宅を推進しているが、市においては、優遇策等について検討していない。



人見集落排水センター視察

「議会あれこれ」委員会ってなあに?」…議会が一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案等の審査を行わせるため、常設している委員会のことです。